

市民後見人No.3

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.13)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会
会事務所／東京都品川区小山5-16-9 睦荘101号室(月・水・金曜10-16時のみオープン)
tel/fax : 03-3786-6321 mail : info@shimin-kouken.net <http://www.shimin-kouken.net/>
*事務所不在時の緊急連絡は、森本宅(03-3786-6694)へ

■2008年度第1回定期総会を 5月24日(土)に開催します■

当会理事会は、今年度第1回定期総会などを5月24日(土)13時半～17時まで、財団法人さわやか福祉財団(港区芝公園2-6-8 日本女子会館内)の会議室で開催することに決定しました。

これから議案作成に入りますが、当日は、以下のような流れとなります。

まず、総会開会前に、任意団体としての「市民後見人の会」の解散を決めます。ここでは、わずかではありませんが、引き継ぐべき財産の確認が中心となります。

ついで、総会に入ります。審議する主な議題は、役員(理事、監事)人事です。設立総会では、現役員の任期を2年間として選出しましたが、東京都から設立当初の役員任期は定款の定めに関わらず「法人成立の日から平成20年5月31日までとする」との指導があったためです。理事会としては、現役員体制の人事案を提出する予定です。

事業計画と収支予算については、定款の定めに関わらず、すでに20年度分についても設立総会で決めていますので今回は議題になりません。

議案審議はなるべく時間短縮し、残りの時間を分科会とし、いくつかのテーマでグループ討論をしたいと思います。例えば、品川区在住会員は、同区での活動を今後どのように進めるか、また、同区外会員は、自らの在住地で組織作りをどのようにしていくか、などが分科会のテーマになると思います。

皆様、ご多忙とは存じますが、ご出席をお願いします。

■会費の納入について■

任意団体からの会員は、それぞれ納入時期が異なるため、平成20年度(4月～21年3月)の会費3000円のほか、未納部分の会費が必要となります。

例えば、事務局では、最古参の会員については18年12月～19年11月分までの会費(3000円)をいただいた以降、法人化の時期が定まらなかったため徴収をしていませんでした。このため、19年12月～今年3月分までの4カ月分を年会費を月割りし、別途2000円納めていただきたいとご提案します。また、19年4～12月の入会会員についてはもらいすぎになりますので、差額分を各々計算して3000円から引いた額をお納めください。いずれの場合も、総会当日ご持参いただければ幸いです。

■事務所開所日が週3日になりました■

私たちの会の性格から、本来、事務所は毎日24時間対応できるのが理想ですが、現実は今まで週1回、事務所をオープンするのが精一杯でした。法人化に伴いその社会的責任を果たすべく、4月から月、水、金の10-16時オープン体制をとりました。現在、理事1人と運営委員2人を1組とした3チームを編成活動しています。

それでは総会でお会いしましょう

(文責・古賀) 止